

不妊・不育でお悩みの方へ

治療費の一部を助成します！

▼助成額

上限10万円（特定不妊治療については県の助成額が10万円の場合は、上限5万円）

▼回数

1年度につき1回限りで、通算して5回を限度とします。

特定不妊治療費助成

▼対象となる治療

体外受精・顕微授精（混合診療を除く）・男性の不妊治療

▼助成対象者

- ・法律上の婚姻をしている、あるいは事実婚姻関係にある
- ・1年以上前から大磯に住所を有している
- ・神奈川県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の助成決定を受けている
- ・町税を滞納していない

▼申請期限

県の助成決定通知日の月の翌月から6か月以内

不育症治療費助成

▼対象となる治療

不育症専門の医療機関による治療（混合診療を除く）

▼助成対象者

- ・法律上の婚姻をしている
- ・1年以上前から大磯に住所を有している
- ・指定医療機関にて不育症の治療を完了している
- ・前年の夫婦合計所得額が730万円未満
- ・町税を滞納していない

▼申請期限

不育症治療終了日から6か月以内

※不育症は、不妊症とは違い、妊娠しても流産や死産を繰り返し、胎児が育たない状態をいいます。詳細はお問合せください。

問 スポーツ健康課

☎内線308

妊娠がわかったら

妊婦さんへのサポート「いそさぽ赤ちゃん相談室」

母子健康手帳の交付

医療機関を受診し、妊娠がわかったら、電話で面接日時をご予約のうえ、保健センターにお越しください。所要時間は30分程度です。

妊娠期から子育て期の切れ目ない支援のスタートとして、母子保健コーディネーター（保健師）が全ての妊婦さんと面接し、妊婦さんと生まれてくる赤ちゃんの健康記録として大切な母子

健康手帳や妊婦健康診査補助券などをお渡ししています。

就労中の妊婦さんには
赤ちゃんメール相談を
おすすめします

町ホームページのメールフォームによるお問合せをご利用ください。

回答するまでに1週間程度かかる場合がありますので、急を要するご相談は、来所か電話でお願いします。

妊産婦健康診査・妊産婦歯科健康診査を受けましょう！

健康やかな妊娠と出産のために、妊産婦健康診査・妊産婦歯科健康診査はとても大切です。時に産後は赤ちゃんのお世話で自分のことは後回しになりがちです。費用補助券を使って、決められた期間に決められた回数を受診するようにしましょう。

妊産婦健康診査を里帰りの先で受診された場合には、償還払いも行っています。詳細は母子健康手帳の交付時にお話します。

赤ちゃんが生まれたら新生児聴覚検査を受けましょう！

新生児聴覚検査とは、生まれてまもない赤ちゃんを対象に行う「耳の聴こえの検査」です。赤ちゃんの1,000人に1人、2人が生まれつき聴こえに障がいがあると言われていています。検査費用の一部を助成していただきますので、この機会にぜひ検査を受けましょう。

妊娠期



沐浴や分娩時の過ごし方なども個別指導を行っています。

出産



電話で体調や心配事などをお聞きます。

産後（子育て期）



離乳食教室や歯科指導など、産後のママ、赤ちゃんが参加できる教室も開催しています。

問 スポーツ健康課

☎内線309

